

令和7年第7回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和7年7月25日（金）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) 令和7年第5回たつの市議会定例会（9月議会）の日程について
- (2) 令和7年度夏季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 新宮地域小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第12号 たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について
- 報告第13号 工事請負契約に係る意見の申出について
- 報告第14号 財産の取得に係る意見の申出について
- 議案第25号 令和8年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について
- 議案第26号 令和8年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和7年8月27日（水） 午後2時～
〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和7年9月 日（ ） 午後 時 分～
〃 開催場所 （ ）

7 閉会宣言

令和7年第7回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和7年7月25日（金）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和7年第7回たつの市教育委員会定例会を開会します。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（４）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の報告第12号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

（１）令和7年第5回たつの市議会定例会（9月議会）の日程について、事務局報告願います。

事務局

令和7年第5回たつの市議会定例会の日程については、9月2日火曜日に第1日、10日水曜日に福祉文教常任委員会及び分科会、17日水曜日に福祉文教分科会が開催されます。9月25日木曜日及び26日金曜日に一般質問が行われ、10月2日木曜日が最終日となっています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。ご発言がないようですので、次に（２）令和7年度夏季休業にあたっての生徒指導について、事務局報告願います。

事務局

夏季休業にあたっての生徒指導について、児童生徒が安全に、そして有意義な生活ができるよう次の4点について学校に指導しています。1点目が児童生徒理解に基づく生徒指導です。不登校、不登校傾向の児童生徒については、有意義な夏休みを過ごすことができるよう家庭と連携を密にして支援していきます。2点目が問題行動の未然防止と安全確保についての取組の実施です。①水難事故防止に向けて、児童生徒のみで河川や海へ絶対行かない指導を徹底しています。②交

通ルールを順守し、交通事故に気を付けるとともに、自転車を利用する際には、ヘルメットを着用するよう指導しています。③不審者等の目撃及び遭遇については、関係機関と連携を図り、通報・連絡を迅速に行うよう指導しています。④熱中症対策については、熱中症予防に努めるよう指導しています。⑤問題行動を未然に防ぐ努力を怠らないよう指導しています。3点目がインターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底についてです。インターネット利用に係る犯罪の加害者・被害者にならないよう、児童生徒はもちろんのこと、保護者にも予防策等の周知徹底を図っています。4点目が家族・地域社会における過ごし方への指導です。児童生徒が家族とのふれあいを深めることを大切に、手伝い等の役割分担により家族の一員として自覚を持たせることや、地域の方とのふれあいを深めることで温かい人間関係を築くことができるよう支援していくこととしています。以上です。

教育長

水難事故防止に関して、現在教育委員会事務局が取り組んでいることについて補足説明をお願いします。

事務局

7月に入ってから、教育委員会事務局職員で分担し、林田川水系、揖保川水系のパトロールを毎日実施しています。

教育長

先日、子どもたちだけで魚釣りをしているという地域の方からの連絡がありました。これについては、そのようなことがないように各学校からスクリレを活用して注意喚起したところです。

委員

もし私たちが見かけたときは、どのように対応すべきでしょうか。

教育長

まずは川から離れるよう声掛けをお願いします。市役所職員にも、もしそのような状況を見かけたら、公用・私用を問わず、声掛けをお願いしており、私自身も川沿いを走る時には気を付けているところです。委員の皆さんにおかれても、同じようにお願いしたいと思います。他に何かご質問、ご意見等はございませんか。

ご発言ないので、次に(3)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

先月の第6回定例会において、開校準備委員会を開催したことを報告させていただきました。今月に入り、5つの小学校区で小学校区部会を開催し、開校準備委員会での決定事項の報告のほか、スクールバスの運行ルートや、一貫校に新たに設ける地域交流室への展示物等の協議について話し合いを進めてきたところです。今月末には小学校の制服の部会を開催する予定としています。また、来月8月7日には、初めての開催になりますが、5小学校全てのPTA会長と校長に集まっていただき、PTAの在り方検討会を開催することとしており、今後のスケジュール等について協議することとしています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。ご発言ないので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第13号「工事請負契約に係る意見の申出について」、事務局報告願います。

事務局

工事請負契約に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。意見の申出としては、格別の意見はないものとしています。契約の目的ですが、揖保小学校屋外プール改築工事になります。一般競争入札を行い、契約金額は2億7,434万円、契約の相手方は岩本土木重機株式会社となっています。工事の概要についてですが、揖保小学校屋外プールは平成3年に建築され、以来34年が経過し、コンクリート構造物の老朽化が顕著になっています。良好な教育現場を提供するため、改築工事に着手するものです。なお、工期については、令和8年3月18日までの間としています。現在の屋外プールを改定撤去した後に新設するもので、付属棟についても併せて改築するものです。以上です。

教育長

揖保小学校のプールだけ観覧席がありましたが、今回の改築では設けないこととしています。

委員

図面を見ると、観覧席をなくした部分に倉庫を新設するということでしょうか。

教育長

今回の工事では、プール全体の面積をゆったりと確保することとしており、既存の倉庫については解体し、少し南側の道路に近い部分に新設することとしています。

事務局

大プールについては4レーンとし、新設の倉庫をちょうどその東側に新築することになります。

委員

少し前に、滋賀県内でプールの授業中、プールサイドのマットに座っていた児童がお尻に軽いやけどをしたとの報道があったと思います。今回の改築工事により、プールサイドはどのような材質になるのでしょうか。

事務局

揖西東小学校のプールと同様、非常に良い素材のものだと聞いており、炎天下でも温度が上がらない良いもののようです。

教育長

プール槽も最新のものは水温があまり上がらないようになっており、昨年改築工事を行った揖西東小学校のプールと同様のものです。揖西西小学校のプールも数年前に改築しており、老朽化したプールの改築は今回の工事で一通り終了することになります。はりま新宮小中一貫校については、プールを建築せず新宮温水プールを利用することとしていることから、次に揖保川地域や御津地域でプールの改築が必要となれば、龍野体育館のプールを利用することも考える必要があらうかと思います。

	ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第 1 3 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 > ご異議なしと認めます。よって報告第 1 3 号は原案のとおり承認いたしました。 次に、報告第 1 4 号「財産の取得に係る意見の申出について」、事務局報告願います。
事務局	財産の取得に係る意見の申出について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。意見の申出としては、格別の意見はないものとしています。内容ですが、現在児童生徒が使用しているタブレット端末が購入から 5 年を経過することから、6, 3 0 4 台を更新するものです。随意契約で 3 億 4, 5 3 3 万 3, 1 2 0 円、日本電通株式会社神戸支店から購入することとしています。以上です。
教育長	以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。
委員	入れ替えによる古い端末はどうなるのでしょうか。
事務局	基本的には処分することになります。本件については、兵庫県による共同調達となっており、安価で購入することができます。その契約内容に廃棄費用も含まれていることから、基本的には廃棄することとしています。また使用可能なものも多くありますので、1, 3 0 0 台ほどは手元に残すこととし、今後特別教室での利用などを考えています。
教育長	ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第 1 4 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 > ご異議なしと認めます。よって報告第 1 4 号は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第 2 5 号「令和 8 年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について」と議案第 2 6 号「令和 8 年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について」は関連がありますので、一括して事務局説明願います。
事務局	令和 8 年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条第 5 項の

規定により、令和８年度使用たつの市立小学校教科用図書を次のとおり採択するものです。

種目	発行者	種目	発行者
国語	光村図書出版	音楽	教育出版社
書写	光村図書出版	図画工作	日本文教出版
社会	日本文教出版	家庭	開隆堂出版
地図	帝国書院	保健	光文書院
算数	新興出版社啓林館	外国語	東京書籍
理科	新興出版社啓林館	道徳	日本文教出版
生活	東京書籍		

使用する期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。

続いて、令和８年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第５項の規定により、令和８年度使用たつの市立中学校教科用図書を次のとおり採択するものです。

種目	発行者	種目	発行者
国語	光村図書出版	音楽（一般）	教育芸術社
書写	光村図書出版	音楽（器楽合奏）	教育芸術社
社会（地理）	帝国書院	美術	日本文教出版
社会（歴史）	帝国書院	保健体育	大修館書店
社会（公民）	帝国書院	技術・家庭（技術）	開隆堂出版
地図	帝国書院	技術・家庭（家庭）	東京書籍
数学	数研出版	英語	東京書籍
理科	新興出版社啓林館	道徳	あかつき教育図書

使用する期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。これらの根拠として、兵庫県教育委員会から示されている義務教育諸学校における令和８年度使用教科用図書の採択に関する基本方針を資料として添付していますのでご覧ください。この資料中、採択する教科用図書の項目において、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程は、令和６年度に採択したものと同一の教科書を採択することとされていることから、令和６年度に採択したものを変更なく小学校、中学校で使用するものです。以上です。

教育長

令和６年度に採択したもの、つまり令和７年度に使用している教科書と同じ教科書を使用するということになります。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

教科書については、何年かごとに新たな採択をしていたと思いますが、何年ごとでしたでしょうか。

教育長

４年ごととされています。４年に１回採択替えて教科書を選び直すことになっており、一度選ぶと４年間は同じ教科書会社の教科書を使

用することになります。しかしながら、各市町教育委員会において毎年度採択しなければならないことが法律で規定されていることから、今回お諮りしているところです。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第25号及び議案第26号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第25号及び議案第26号は原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席願います。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で令和7年第7回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時20分終了

出席者

教育長

横山 一郎

委員

喜多 敦子

委員

瀬戸 陽三

教育次長（兼）教育管理部長

石井 和也

教育次長（兼）教育事業部長

森本 康路

教育管理部参事（兼）教育環境整備課長

藪元 崇亘

教育管理部参事（兼）小中一貫教育推進課長

田渕 明久

教育管理部参事（兼）すこやか給食課長

平岡 千加子

教育事業部参事（兼）社会教育課長

小谷 英樹

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

新宮 義哲

教育総務課長

岩田 昌喜

学校教育課長

丸山 岳志

幼児教育課長

上田 収

人権教育推進課長
スポーツ推進課長
社会教育課主幹

津島 威彦
後藤 広樹
中野 真吾